

令和 7 年 7 月 1 日

防衛装備庁調達管理部原価管理官

令和 7 年度における「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」（昭和 37 年防衛庁訓令第 35 号）第 70 条の規定及び「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について」（防経装第 8927 号。25.6.26）第 26 項第 1 号の規定に基づき防衛大臣承認事項の概要を別紙のとおりお知らせします。

なお、問い合わせに関しましては、原価管理官までお願いします。

令和 7 年度における「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」（以下「訓令」という。）第 70 条の規定及び「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について」第 23 項の規定に基づく防衛大臣承認事項の概要

1 標準的な数値（訓令第 70 条第 1 項）

（1）標準金利 0.7 %

標準金利は次に示すアからエまでの金利を（株）日本経済研究所「企業財務データバンク」（令和 3 年度から令和 5 年度までのデータ）から求めた製造業平均の資本構成比率（無利子負債：22.0 %、短期借入金：8.0 %、長期借入金：9.4 %、社債：6.1 %、自己資本：54.5 %）により加重平均した。

ア 短期金利 0.670 %

イ 長期金利 0.941 %

ウ 社債金利 0.568 %

エ 国債金利 1.095 %

アからエまでの出所は、次のとおり。

ア及びイ 日本銀行ホームページ「統計（時系列データ、貸出金利）」（2025 年 2 月）の貸出約定平均金利（ストック）

ウ 日本証券業協会「公社債発行銘柄一覧」及び「公社債便覧」より求めた 2025 年 3 月末の未償還社債の応募者利回りの平均値

エ 日本相互証券（株）ホームページ「主要レート推移」の 2025 年 4 月時点における 10 年国債の直近 1 年間の平均金利

（2）標準利益率 8.7 %

（3）標準経営資本回転率 110.55 %

（2）及び（3）は、（株）日本経済研究所「企業財務データバンク」（平成 26 年度から令和 5 年度までのデータ）を用いて製造業平均値を算出しており、令和 5 年 4 月 1 日より前に入札又は商議を実施し締結した原価監査付契約又はこれと同種の契約の代金の確定又は精算等に適用する利益率の算定において使用するものである。

2 コスト変動調整率（訓令第 70 条第 2 項）

原則として、下表のとおりとする。

適用対象	コスト変動調整率
歳出契約	1.0 %
2 年国債契約	2.0 %
3 年国債契約	3.0 %
4 年国債契約	4.0 %
5 年以上国債契約	5.0 %
継続費による契約	上記区分と同様とする。

表：コスト変動調整率の値と適用対象

3 適用基準及び調整基準（訓令第70条第3項）

（1）加工費率（訓令第44条ただし書及び訓令第57条第1項ただし書）

ア 適用基準

当年度計算値が前年度設定値を超える場合に適用する。

イ 調整基準

適用基準による超過分を一定限度内で容認する。

なお、別表にて調整基準の細部を示す。

（2）一般管理及び販売費率（訓令第60条ただし書）

ア 適用基準

対象企業に事業構造等の変更があった場合に適用する。

イ 調整基準

事業構造等の変更を考慮した額をもって、当年度の計算の基礎とする。

4 算定基準（訓令第70条第3項）

（1）利益率（訓令第65条）

令和7年度に適用する標準個別経費率における利益率の算定基準（令和6年7月16日公表）に基づき令和6年度中に定めた値を適用値とする。

（2）報奨の額の算定基準（訓令第66条）

「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令第70条に基づく防衛大臣の承認に係る申請に当たっての留意事項について」（装管原第5834号。令和5年3月31日）第6項の規定に基づき算定する。

5 留意事項

この公示に示す標準的な数値、適用基準、調整基準及び算定基準は、「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」、「代金の中途確定に関する特約条項」、「超過利益の返納に関する特約条項」又は「契約履行後の代金の確定に関する特約条項」を付して実施する制度調査又は原価監査（以下「制度調査等」という。）、及び防衛装備庁が実施する経費率の調査において、原価情報の全面的な開示に協力が得られる企業の経費率の算定に適用する数値及び基準である。したがって、これらの調査に協力が得られない企業又は制度調査等において不正行為が発覚した企業の経費率については、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定又は必要な調整を行うものとする。

他方、新型コロナウイルスの感染拡大以降続く原材料費等の高騰や、政府としての経済団体に対する賃上げ要請等昨今の情勢に起因する価格の変動要素については、種々の経済指標の確認や企業への調査を行い、価格算定時に適切に対応していくものとする。また、防衛調達における情報セキュリティ強化に伴って発生する費用及び継続的に発生する情報セキュリティの維持に関する費用等についても、事業計画書等の確認やヒアリングにより、契約の履行に必要な経費として認められるものは、適切に対応するものとする。

なお、予定価格保全の観点から、この大臣承認事項に基づき算定した経費率については公表しないものとする。

令和 7 年度大臣承認事項 加工費率の調整基準

別表

基準項目	評価項目			評価基準	評価内容			
原価情報等開示	経費率算定資料一式の提出時期			経費率算定資料の提出依頼文書に記載した提出期限までに提出した場合 ※合理的と認められる理由により提出が遅れたものについては、再提出期限からの提出期日により評価	提出期限までに提出			
				経費率算定資料の提出依頼文書に記載した提出期限を超えて提出した場合 ※合理的と認められる理由により提出が遅れたものについては、再提出期限からの提出期日により評価	提出期限を超えて 2 週間以内に提出	提出期限を超えて 1 か月以内に提出		
					提出期限を超えて 1 か月と 2 週間以内に提出	提出期限を 1 か月と 2 週間以上を超えて提出		
					(加点項目) 提出可能な資料を適時提出した場合は、資料一式の提出時期に応じた評価点に加点			
					※一度資料を提出したものの、不備等により経費率算定業務に支障を来すほどの大幅な差替え（各様式（資料）の全体の内容に疑義・不足があり、算定業務を行えない状況にある）や差替えの頻発などが生じ、適切な資料提出だったとは認められない場合（減点）			
	経費率調査への対応	料 費 品 率 質 賃	様式の一致	様式又は様式に対応する資料が漏れなく揃っていること	資料が漏れなく揃っている			
			変更事由（時点更新を除く。）の明示	前年度から考え方を変更した点について、経費率算定資料や補足資料で明示していること	明示している、又は変更がない			
		調 査 へ の 協 力 度 合 い	情報の開示	経費率算定担当が必要とする情報を漏れなく開示していること（提示・提出は問わない）	開示している			
			変更事由（時点更新を除く。）の説明	前年度から考え方を変更した点について、経費率算定資料や補足資料を用いて事前又は資料提出時に説明していること	説明している、又は変更がない			
		質 問 へ の 回 答	回答期限の遵守や期限に間に合わない場合には連絡していること	連絡している、又は連絡の必要がない	連絡していない			
			適切な対応者（実地調査時）	調査事項に関して、詳細を正確に把握する責任者や担当者等が説明や質疑に対応していること	適切な者が対応している			
					適切な者が対応していない			
		基準項目	評価項目			評価基準	評価内容	
	効率化努力	加工費率計算値			今年度計算値<前年度計算値			
					採業の減少に対して	加工費額（費用）の増加	採業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が 1 ポイント以内	
							採業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が 1 ポイントを超え 2 ポイント以内	
							採業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が 2 ポイントを超え 3 ポイント以内	
採業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が 3 ポイントを超え 4 ポイント以内								
採業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が 4 ポイントを超え 5 ポイント以内								
採業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が 5 ポイントを超え 6 ポイント以内								
採業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が 6 ポイントを超え 7 ポイント以内								
採業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が 7 ポイントを超え 8 ポイント以内								
採業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が 8 ポイントを超え 10 ポイント以内								
採業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が 10 ポイントを超え 12 ポイント以内								
採業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が 12 ポイントを超え 15 ポイント以内								
採業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が 15 ポイントを超える								
加工費額（費用）の減少					採業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が 1 ポイント以内			
					採業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が 1 ポイントを超え 2 ポイント以内			
					採業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が 2 ポイントを超え 3 ポイント以内			
					採業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が 3 ポイントを超え 4 ポイント以内			
					採業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が 4 ポイントを超え 5 ポイント以内			
					採業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が 5 ポイントを超え 6 ポイント以内			
					採業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が 6 ポイントを超え 7 ポイント以内			
	採業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が 7 ポイントを超え 8 ポイント以内							
採業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が 8 ポイントを超え 10 ポイント以内								
採業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が 10 ポイントを超え 12 ポイント以内								
採業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が 12 ポイントを超え 15 ポイント以内								
採業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が 15 ポイントを超える								
採業の増加に対して	加工費額（費用）の増加	加工費の増加率（対前年度）－採業の増加率（対前年度）が 1 ポイント以内						
		加工費の増加率（対前年度）－採業の増加率（対前年度）が 1 ポイントを超え 2 ポイント以内						
		加工費の増加率（対前年度）－採業の増加率（対前年度）が 2 ポイントを超え 3 ポイント以内						
		加工費の増加率（対前年度）－採業の増加率（対前年度）が 3 ポイントを超え 4 ポイント以内						
		加工費の増加率（対前年度）－採業の増加率（対前年度）が 4 ポイントを超え 5 ポイント以内						
		加工費の増加率（対前年度）－採業の増加率（対前年度）が 5 ポイントを超え 6 ポイント以内						
		加工費の増加率（対前年度）－採業の増加率（対前年度）が 6 ポイントを超え 7 ポイント以内						
		加工費の増加率（対前年度）－採業の増加率（対前年度）が 7 ポイントを超え 8 ポイント以内						
		加工費の増加率（対前年度）－採業の増加率（対前年度）が 8 ポイントを超え 10 ポイント以内						
		加工費の増加率（対前年度）－採業の増加率（対前年度）が 10 ポイントを超え 12 ポイント以内						
		加工費の増加率（対前年度）－採業の増加率（対前年度）が 12 ポイントを超え 15 ポイント以内						
		加工費の増加率（対前年度）－採業の増加率（対前年度）が 15 ポイントを超える						
（ 加 点 項 目 ）	採業の変動に関わらず、間接材料費が、コストの抑制に繋がる具体的な取組みを反映した値となっている。	申請値への反映時の検討資料で確認できる						
	採業の変動に関わらず、間接経費が、コストの抑制に繋がる具体的な取組みを反映した値となっている。	申請値への反映時の検討資料で確認できる						
	採業の変動に関わらず、補助部門配賦額が、コストの抑制に繋がる具体的な取組みを反映した値となっている。 （補助部門配賦がない場合は評価対象外）	申請値への反映時の検討資料で確認できる						